

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金のご案内

旭市では家庭における地球温暖化防止対策促進のため、住宅用省エネルギー設備などを導入する市民の方に対し、申請される年度の予算の範囲内で、費用の一部を補助します。

1 受付期間

令和7年4月1日（火）～令和7年12月26日（金） ※土日・祝祭日・年末年始を除く

2 補助対象設備

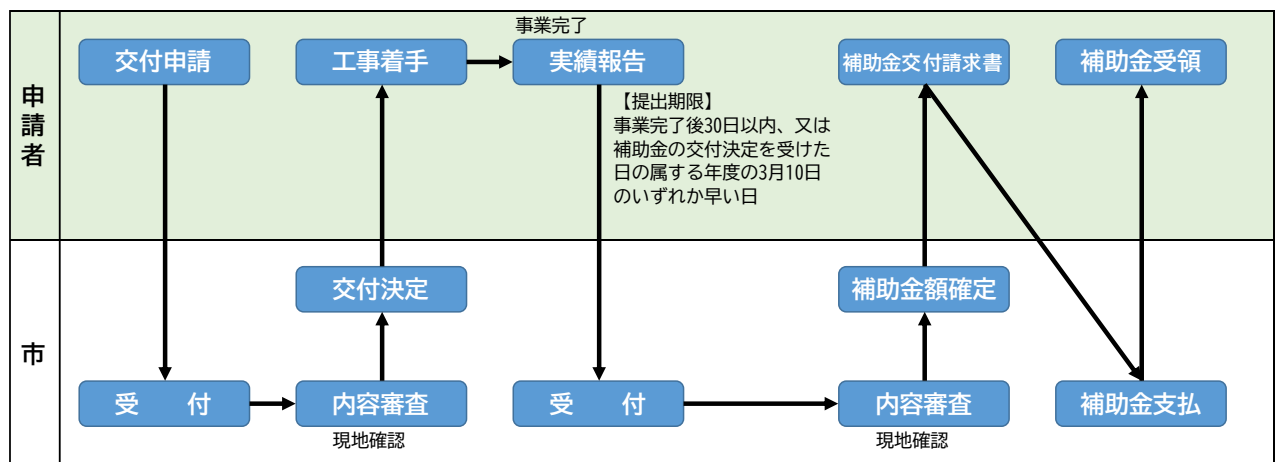
設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限 100,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 70,000 円 ※1
窓の断熱改修	補助対象経費の4分の1（上限80,000円） マンション管理組合が管理する共同住宅又は長屋に該当する場合 補助対象経費の4分の1（上限80,000円×改修を行う戸数）
電気自動車	上限 150,000 円 ※1、※2 上限 100,000 円 ※1
プラグインハイブリッド自動車	上限 150,000 円 ※1、※2 上限 100,000 円 ※1
V2H充放電設備	補助対象経費の10分の1（上限250,000円） ※1、※3

※1：住宅用太陽光発電設備が設置されていること。

※2：V2H充放電設備が設置されていること。

※3：電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入されていること。

3 補助金申請手続きの流れ



※ 交付決定前に工事に着手した場合は補助対象外となります。

※ 申請書類の記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合や先着順の順番が後になる場合がありますので、十分確認した上で申請してください。

※ 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月10日までに実績報告が提出できない場合は、補助金交付申請の取り下げをしてください。

4 申請要件

申請する設備に応じて次の要件を全て満たしている必要があります。

設備の種類	要 件
全ての設備共通	(1) 市に納付すべき税を滞納していないこと。(申請者及びその世帯員) (2) 申請者が設備の設置費等を負担し、設備を所有すること。 (3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、申請者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、申請者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること。 ※リース契約はリース期間が財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後に申請者が購入する契約となっていること。 (4) 旭市暴力団排除条例第2条の各号に該当しないこと。 (5) 設置する設備が補助対象設備の要件を満たしていること。 (6) <u>実績報告書を、補助事業の完了の日から30日以内、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに提出できること。</u>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)、 定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 市内に住所を有する個人で、補助対象設備を設置する住宅に居住していること。(実績報告の日までに住民登録されていること) (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有している場合、すべての所有者から同意を得ていること。 (3) 当該住宅において、過去に同一の補助対象設備で申請者又はその世帯員が補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、取得した日から起算して6年を経過し、これを交換又は増設するにあたり、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りではない。 (4) 申請者及びその世帯員が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。(定置用リチウムイオン蓄電システムに限る)
窓の断熱改修	(1) 市内に住所を有する個人で、補助対象設備を設置する住宅に居住していること。(実績報告の日までに住民登録されていること) (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有している場合、すべての所有者から同意を得ていること。 (3) 当該住宅において、過去に同一の補助対象設備で申請者又はその世帯員が補助金の交付を受けていないこと。 マンション管理組合が管理する、市内の既存のマンション等の場合 (1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等の管理組合であること。 (2) 当該マンションにおいて、過去に同一の補助対象設備で補助金の交付を受けていないこと。
電気自動車、 プラグインハイブリッド 自動車	(1) 市内に住所を有する個人で、補助対象設備を設置する住宅に居住していること。(実績報告の日までに住民登録されていること) (2) 当該住宅において、過去に同一の補助対象設備で申請者が補助金の交付を受けていないこと。
V2H充放電設備	(1) 市内に住所を有する個人で、補助対象設備を設置する住宅に居住していること。(実績報告の日までに住民登録されていること) (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有している場合、すべての所有者から同意を得ていること。 (3) 当該住宅において、過去に同一の補助対象設備で申請者又はその世帯員が補助金の交付を受けていないこと。

※補助金の交付は補助対象設備の種類ごとに、原則、一の住宅につき1回限りとなります。

5 補助対象設備の要件

設備の種類	要 件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するにあたり、国が令和5年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （1）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものであること。 （2）自動車検査証の使用の本拠の位置が、旭市内の住所であること。 （3）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 （4）国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （1）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものであること。 （2）自動車検査証の使用の本拠の位置が、旭市内の住所であること。 （3）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 （4）国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V2H充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

6 補助対象経費

設備の種類	対象経費
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等いう。網戸、雨戸等の窓付属部材費、ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。）
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

7 補助金交付申請

補助事業に着手する30日前までに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書（第1号様式）に次の添付書類を添えて提出してください。

申請書類が提出された後、内容を審査し補助金の可否について、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知します。

※補助事業は、その通知が届いた後に着手してください。

設備の種類	添付書類
全ての設備共通	(1) 補助対象設備の概要（第1号様式の2） (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） (3) 貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式の3）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。） (4) 補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる図面（地図） (5) リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。） (6) その他市長が必要と認める書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、 定置用リチウムイオン蓄電システム、 V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の配置予定図面 (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の配置予定図面（平面図、立面図） (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (4) マンション管理組合の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）又はマンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、住民票等）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合の場合に限る。） (5) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合の場合に限る。）

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
-----------------------	------------------------------------

※現況写真については申請日から2週間以内に撮影したものの添付してください。

8 申請内容の変更

交付決定を受けた後、申請の内容を変更しようとするときは、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書（第3号様式）に変更内容が確認できる書類を添えて速やかに提出してください。

変更申請書類の提出後、内容を審査し、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認（不承認）通知書（第4号様式）を送付します。

9 補助金交付申請の取下げ

補助金交付決定後、対象設備の設置を取りやめる場合や、工期の遅れ等により実績報告書を期限までに提出できない場合は、速やかに旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書（第5号様式）を提出してください。

10 実績報告及び補助金の交付請求

補助事業を完了した日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書（第6号様式）に次の添付書類を添えて提出してください。

書類提出後、内容を審査し補助金の交付額が確定した後、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知（第7号様式）を送付します。

また、実績報告を行う際に、実績報告書と一緒に旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書（第8号様式）の提出することが可能です。一緒に提出することで、補助金の確定から指定口座への振り込みまで速やかに行われます。なお、実績報告書と請求書を一緒に提出される場合は、請求書の日付については空欄としてください。

※期限内に実績報告書が提出されない場合、交付取消となります。

設備の種類	添付書類
全ての設備共通	(1) 補助対象設備の概要（第6号様式の2） (2) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） (3) その他市長が必要と認める書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（メーカーが発行する保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（メーカーが発行する保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等） (3) 住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類（売電明細の写し、接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約のご案内の写し等）
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（メーカーが発行する窓の性能を証明する書類等） (3) 窓の断熱改修工事の着工前までに対象住宅が建築されていることを証する書類（納税通知書に添付されている課税資産明細書の写し、検査済証（交付年月日が着工前の日付であること）の写し（検査済証が発行されていない場合は、住宅供給公社が発行する住宅の工事完了引き渡し証明書で代替可）等）

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真） (2) 住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類（売電明細の写し、接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約のご案内の写し等） (3) 自動車検査証記録事項の写し (4) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類（V2H充放電設備の保証書の写し）
V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（メーカーが発行する保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等） (3) 住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類（売電明細の写し、接続契約のご案内の写し、保証書の写し、特定契約のご案内の写し等） (4) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が導入されていることを証する書類（自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し））

11 添付写真の注意事項

共通	(1) 高画質で撮影し、カラー印刷してください。 (2) 設置後の写真について、「足場」「作業員」「作業道具」等が写っている場合、工事が完了していることが確認できないため、写真の不備となる場合があります。（太陽光発電設備の屋根面等、「足場」等を使用しないと撮影が困難な場合を除く） (3) 銘板写真は、「型式」及び「製造番号」がわかるよう撮影してください。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 対象機器及び設置状況（周辺状況）がわかるよう撮影してください。 (2) 銘板については、記載内容がみえるよう撮影してください。 (3) エネファーム等、1つの設備が複数のユニットで構成されている場合、各ユニットの銘板を撮影してください。
窓の断熱改修	(1) 住宅全景 ・足場、作業員、工具等が写っている場合は不備となります。 (2) 窓 ・施工前、施工後の写真について、それぞれ同じ角度から撮影してください。 ※ガラス交換等で施工前と施工後の変化がわかりにくい場合は、工事作業中の写真や新しいガラスであることを証明するシールが貼られた状態で撮影した写真も一緒に提出してください。 ・改修するすべての窓について、<u>窓全体が写るよう</u>に撮影してください。 ※撮影時にカーテン、障子、雨戸、棚、観葉植物等で窓が隠れないように注意してください。 ・平面図や立面図で明示された窓と突合できるように、写真の余白等に図面に記載した番号を入れてください。
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 保管場所（車庫・駐車場等）で撮影してください。 (2) 車の全体を写してください。 (3) 車のナンバープレートの記載内容が確認できるように写してください。
V2H充放電設備	(1) 対象機器及び設置状況（周辺状況）がわかるよう撮影してください。 (2) 銘板については、記載内容がみえるよう撮影してください。

	(3) 車の全体を写してください。 (4) 車のナンバープレートの記載内容が確認できるように写してください。
--	--